



受動喫煙の
ない社会を!

令和2年度第1回拠点病院間連絡協議会

令和2年7月10日

肝炎総合対策について

厚生労働省健康局
がん・疾病対策課肝炎対策推進室

目次

1. 肝炎対策予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p.2
2. 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業・・・・・・・・ p.4
3. 肝炎治療特別促進事業・・・・・・・・・・・・・・・・ p.12
4. 肝炎ウイルス検査の促進・・・・・・・・・・・・・・・・ p.13
5. 重症化予防の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ p.19
6. 肝疾患診療体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ p.26
7. 普及啓発・・・・・・・・・・・・・・・・ p.31
8. 治療と仕事の両立支援・・・・・・・・・・・・・・・・ p.43
9. B型肝炎特別措置法等について・・・・・・・・ p.48₁

1 肝炎対策予算

令和2年度 肝炎対策予算の概要

令和2年度予算額 173億円 (令和元年度予算額 173億円)

基本的な考え方

「肝炎対策基本指針」に基づき、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標として、肝炎医療、肝炎ウイルス検査、普及啓発、研究などの「肝炎総合対策」を推進する。

1. 肝疾患治療の促進

89億円 (89億円)

○ウイルス性肝炎に係る医療の推進

・B型肝炎・C型肝炎のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る患者の自己負担を軽減し、適切な医療の確保と受療の促進を図る。

○肝がん・重度肝硬変の治療研究の促進及び患者への支援

・肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の特徴を踏まえ、**患者の医療費の負担軽減を図りつつ、肝がん・重度肝硬変治療にかかるガイドラインの作成など、治療研究を促進するための支援を実施**する。

2. 肝炎ウイルス検査と重症化予防の推進

40億円 (40億円)

・利便性に配慮した肝炎ウイルス検査体制を確保し、相談や職域の健康診断における啓発の実施などにより、肝炎ウイルス検査の受検を促進する。また、市町村での健康増進事業において、肝炎ウイルス検査の個別勧奨を実施する。

(改) 肝炎ウイルス検査陽性者への受診勧奨を行うとともに、初回精密検査や定期検査費用に対する助成を行う。**また、新たに、妊婦健診、手術前検査における陽性者を初回精密検査の助成対象とすることにより、肝炎患者の早期治療を促進し、重症化の予防を図る。**

3. 地域における肝疾患診療連携体制の強化

6億円 (6億円)

○地域における肝疾患診療連携体制の強化

・都道府県等への助成により、都道府県と肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係機関の連携を強化するとともに、医療従事者や肝炎医療コーディネーター等の人材育成、肝炎患者等への治療や生活の相談支援等を行い、肝疾患診療連携体制の強化を図る。

○肝炎情報センターによる支援機能の戦略的強化

・国立国際医療センター肝炎情報センターによる肝疾患診療連携拠点病院への支援機能を強化して、地域の肝疾患医療や患者等の支援の向上を図る。
・肝疾患診療連携拠点病院の相談員等が、肝炎患者からの相談に対する補助ツールとして活用することができる相談支援システムの運用等を行う。

4. 国民に対する正しい知識の普及

2億円 (2億円)

○肝炎総合対策推進国民運動（知って、肝炎プロジェクト）による普及啓発の推進

・都道府県等や民間企業と連携した多種多様な媒体を活用した効果的な情報発信を通じ、肝炎に関する知識や肝炎ウイルス検査の必要性などをわかりやすく伝える啓発事業を展開する。

5. 研究の推進

36億円 (37億円)

・「肝炎研究10カ年戦略」を踏まえ、B型肝炎の画期的な新規治療薬の開発や肝硬変の病態解明と新規治療法の開発等を目指した実用化研究と、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するための政策研究を推進する。特に**B型肝炎の新たな治療薬の開発を進めるとともに、C型肝炎治療の病態及び経過に関する研究を開始**する。

(参考) B型肝炎訴訟の給付金などの支給

1,187億円 (572億円)

2

肝がん・重度肝硬変 治療研究促進事業

肝がん・重度肝硬変研究及び肝がん・重度肝硬変患者への支援

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

令和元年度予算額 14億円 → 令和2年度予算額 14億円

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、肝がん・重度肝硬変の予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制などを目指した、肝がん・重度肝硬変治療にかかるガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施（平成30年12月開始）

実施主体	都道府県
対象者	B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変に関する医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の医療に関する給付を受けている者で、臨床調査個人票及び研究への同意書を提出した者 (所得制限: 年収約370万円以下を対象)
対象医療	肝がん・重度肝硬変の入院医療で、過去1年間で高額療養費の限度額を超えた月が既に3月以上の場合に、4月目以降に指定医療機関における高額療養費の限度額を超えた月に係る医療費に対し、公費負担を行う。
自己負担月額	1万円
財源負担	国：地方 = 1：1

○肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の認定及び助成の実績について

月別実績

(令和2年3月末日現在集計)

	平成30年 12月	平成31年 1月	平成31年 2月	平成31年 3月	平成31年 4月	令和元年 5月	令和元年 6月	令和元年 7月	令和元年 8月	令和元年 9月	令和元年 10月	令和元年 11月	令和元年 12月	累計 (令和元年 12月まで)
認定 (※1)	1	28	22	41	48	33	44	33	27	27	33	27	27	391
助成 (※2)	26	40	43	58	57	46	67	69	68	78	65	69	57	743

※1: 当該月に参加者証が発行された件数
 ※2: 当該月分の医療費の助成を受けた人数

(参考1) 都道府県別上位(令和2年3月末日時点)

	石川	大分	山口	広島	新潟	兵庫	東京	群馬	熊本	滋賀	長崎	奈良	高知	鳥取	香川
認定 (新規)	26	26	19	12	22	22	20	10	16	6	19	6	6	10	9
助成	77	49	46	42	34	31	30	30	25	24	23	23	22	20	20

※ 助成件数が20件以上ある都道府県を認定件数の多い順に並べた

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の今後の取組について

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、肝がん・重度肝硬変治療にかかるガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するという制度の趣旨を踏まえ、本来助成を受けべき患者が円滑に制度につながるよう、以下の取組を進める。

1. 事業の周知

患者や医療機関等に対し、引き続き、事業の周知を図る。

2. 運用の弾力化

指定医療機関の確保を図り、助成の必要な患者が円滑に制度につながるよう、運用の弾力化を実施。
(令和2年1月1日施行)

具体的には、対象患者の認定(参加者証の交付)の要件となる3月の入院について指定医療機関以外での医療機関での入院を可能とする。(参加者証の交付を申請した患者が入院している医療機関が指定医療機関ではない場合には、個別に指定申請の働きかけを行う。)

3. 実態把握と事業の見直しの検討

事業の実施状況や肝がん・重度肝硬変にかかる医療の状況などに関する実態調査を行い、その結果を踏まえ、事業の見直しの検討を行う。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の周知用ポスター・リーフレット

ポスター

**B型・C型肝炎ウイルスが原因の
肝がん・重度肝硬変で入院した場合には、
医療費の助成が受けられます**

B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変で入院された場合には、医療費の助成が受けられます。助成を受けるまでの流れは以下のとおりですが、助成を受けるには条件があります。助成の条件など詳しくは、お住まいの都道府県までお問い合わせください。

「助成」を受けるための **3** つのステップ



STEP 1

「肝がん・重度肝硬変で入院」

B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変での入院が該当します。

STEP 2

「参加者証の取得」

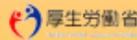
指定医療機関に「臨床調査個人票」(※添書)を記載してもらい、同意書欄に署名したものを申請書に添付して、都道府県に「参加者証」の交付を申請してください。

STEP 3

「医療費の助成」

「参加者証」を指定医療機関に提示したら、医療費の助成を受けることができます。なお、助成を受けるには、収入などに関する条件があります。

肝がん情報センター (<http://www.kanzen.nagm.go.jp/>) の「肝がん医療ナビゲーションシステム(肝ナビ)」から



リーフレット

(表)

**B型・C型肝炎ウイルスが原因の
「肝がん」や「重度肝硬変」で入院した場合には、
医療費の助成が受けられます**

B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変で入院された場合には、医療費の助成が受けられます。助成には下記の条件がありますので、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

条件1 「肝がん・重度肝硬変で入院」

B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断され、入院治療を受けることが条件となります。入院をされたら、まずお住まいの都道府県または医療機関の窓口などにお問い合わせください。
また、医療費の助成を受ける際に必要となる「入院記録票」を医療機関に記載してもらってください。

条件2 「一定額以上を窓口で負担」

入院による医療費の自己負担額が高額療養費の基準額を超える必要があります。

条件3 「参加者証の取得」

条件1、2を過去12月のうち3月で満たした場合、指定医療機関に「臨床調査個人票」を記載してもらってください。入院している医療機関が、指定医療機関に指定されていない場合は、指定医療機関を紹介してもらうなどしてください。「入院記録票」、「臨床調査個人票」などを用意し、都道府県に「参加者証」の交付を申請してください。なお、「参加者証」の交付を受けるには、このほかに収入などに関する条件があります。

条件4 「医療費の助成」

条件1～3を満たした上で、過去12月で4月以降となる入院医療を指定医療機関で受けた場合、医療費の助成を受けることができます。

裏面に「参加者証」の申請に必要な書類の一覧を記載しています。

(裏)

「参加者証」の申請に必要な書類

- 申請される方が70歳未満の場合
 - 臨床調査個人票と同意書
 - 申請される方の氏名が記載された医療保険の被保険者証の写し
 - 限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の写し
 - 申請される方の住民票の写し
 - 入院記録票の写し
- 申請される方が70歳以上75歳未満の場合
 - 臨床調査個人票と同意書
 - 申請される方の氏名が記載された医療保険の被保険者証と高齢受給者証の写し
 - 限度額適用・標準負担額減額認定証の写し
 - 所得区分が「一般」にあたる場合は、申請される方と世帯全員の住民税課税・非課税証明書類
 - 申請される方の住民票の写し
 - ただし、所得区分が「一般」にあたる者は、申請者および申請者と同一の世帯に属するすべての方についての記載のある住民票の写し
 - 入院記録票の写し
- 申請される方が75歳以上の場合
 - 臨床調査個人票と同意書
 - 申請される方の氏名が記載された後期高齢者医療被保険証の写し
 - 限度額適用・標準負担額減額認定証の写し
 - ただし、所得区分が「一般」にあたる者を除く
 - 所得区分が「一般」にあたる場合は、申請される方と世帯全員の住民税課税・非課税証明書類
 - 申請される方の住民票の写し
 - ただし、所得区分が「一般」にあたる者は、申請者および申請者と同一の世帯に属するすべての方についての記載のある住民票の写し
 - 入院記録票の写し

※記載している書類は一般的なものとなりますので、あらかじめ都道府県にご確認ください。

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の運用の弾力化について

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、本来助成を受けるべき患者が円滑に制度につながるよう、認定要件に関し以下のとおり運用の弾力化を実施。(令和2年1月1日施行)
また、運用の弾力化を行いつつ、引き続き、指定医療機関の確保を行う。

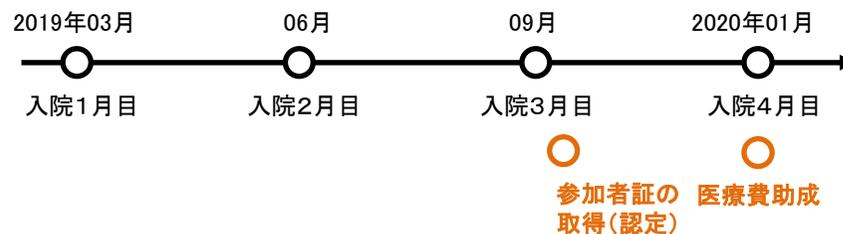
運用の弾力化

弾力化前



入院1月目から4月目までの入院医療は
全て指定医療機関で行われる必要がある

弾力化後



入院1月目から3月目までの入院医療は**指定医療機関以外の医療機関**で行われることも可能とする

参加者証の取得に必要な臨床調査個人票の記載並びに医療費助成の対象となる入院4月目の入院医療は**指定医療機関**で行われる必要がある

※指定医療機関以外の医療機関での入院を認定の要件として遡れるのは最大12月までとする

指定医療機関の確保

入院記録票の確認時などに指定医療機関以外の医療機関で入院医療が行われていることを都道府県が把握した段階で、当該医療機関に対して個別に指定の働きかけを行うこととする。

医師の皆様へのお願い

1. 本事業では、**肝がん、重度肝硬変**（Child-Pugh分類B／C、7点以上）の患者さんの**入院医療費**の助成をすることができます。
2. 助成を受けるためには、過去1年の間に既に**3月**（連続する3月でなくても可）、肝がん、重度肝硬変で入院した月があることが必要です（3月までは指定医療機関に限りません）。

この証明のために、「**入院記録票**」を持っている必要があります。

皆様の説明が、事業参加への契機となります。肝がん、重度肝硬変で入院予定、入院中、退院後の患者さんがいましたら、事業説明の**リーフレット**をお渡しください。

また、各病院で詳細な説明ができる担当者（部署）を決めていただき、そちらで説明を受けられれば、患者さんの事業参加につながっていくと考えられます。患者さんへの説明に向けた病院内での必要なご調整や担当者のご案内をお願いいたします。

3 肝炎治療特別促進事業

肝炎治療促進のための環境整備

肝炎治療特別促進事業（医療費助成）

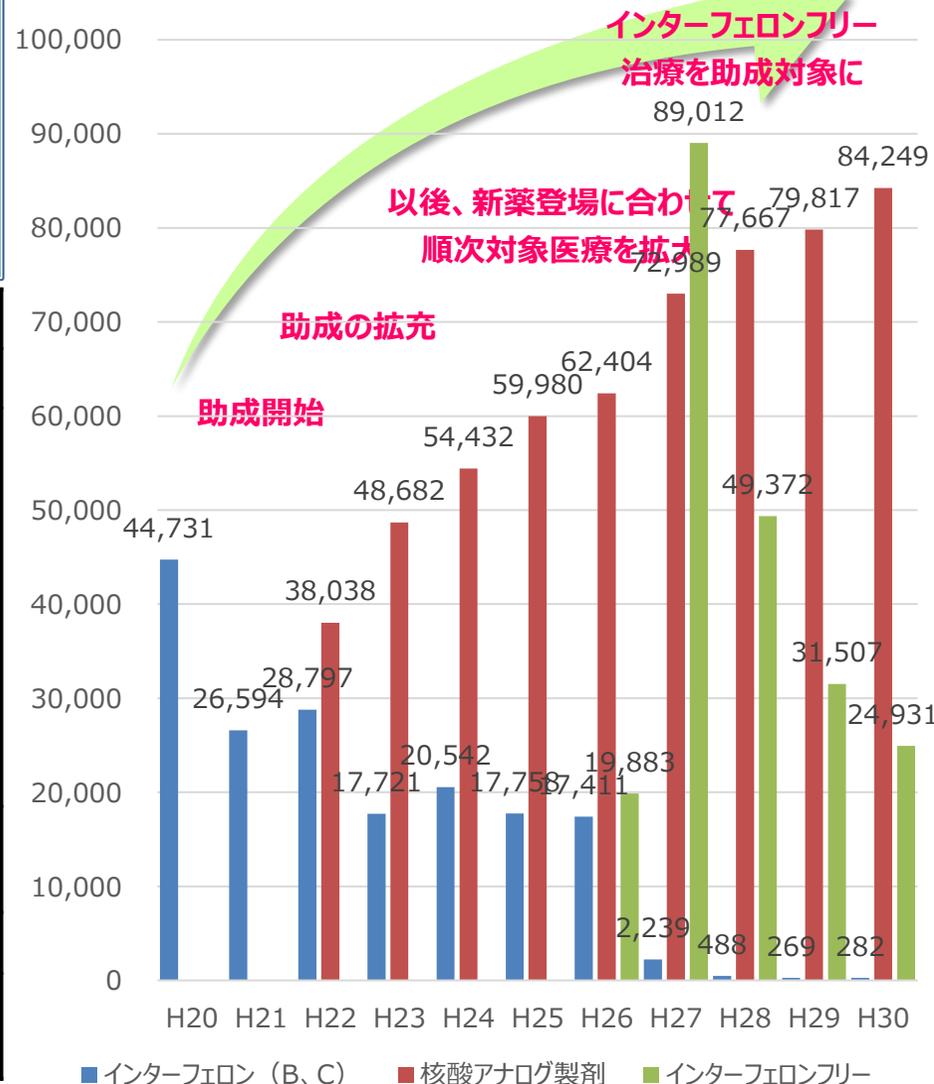
B型ウイルス性肝炎に対するインターフェロン治療と核酸アナログ製剤治療、C型ウイルス性肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とインターフェロンフリー治療への医療費助成を行う。

実施主体	都道府県
対象者	B型・C型ウイルス性肝炎患者
対象医療	B型慢性活動性肝炎に対するインターフェロン治療 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン単剤 B型慢性肝疾患に対する核酸アナログ製剤治療 C型慢性肝疾患の根治を目的としたインターフェロン治療 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン単剤 ・インターフェロンあるいはペグインターフェロン+リバビリン併用 C型慢性肝疾患の根治を目的としたインターフェロンフリー治療
自己負担 限度月額	原則1万円（ただし、上位所得階層については2万円）
財源負担	国：地方＝1：1
令和2年度 予算	75億円（総事業費150億円）

（平成30年度改正点）

- ・核酸アナログ製剤治療の更新申請を簡素化
- ・B型慢性肝疾患に対するインターフェロン治療の助成回数を変更（ペグインターフェロン1回→2回）

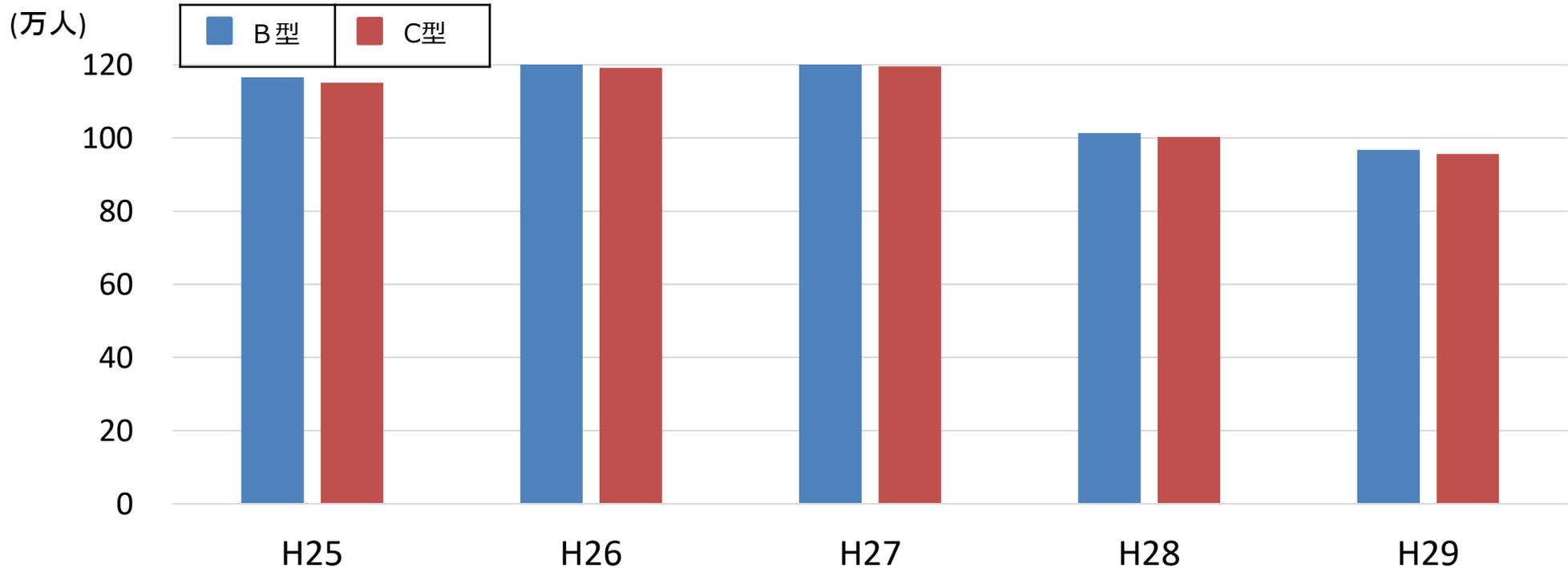
受給者証交付件数（各年度末）



4 肝炎ウイルス検査の促進

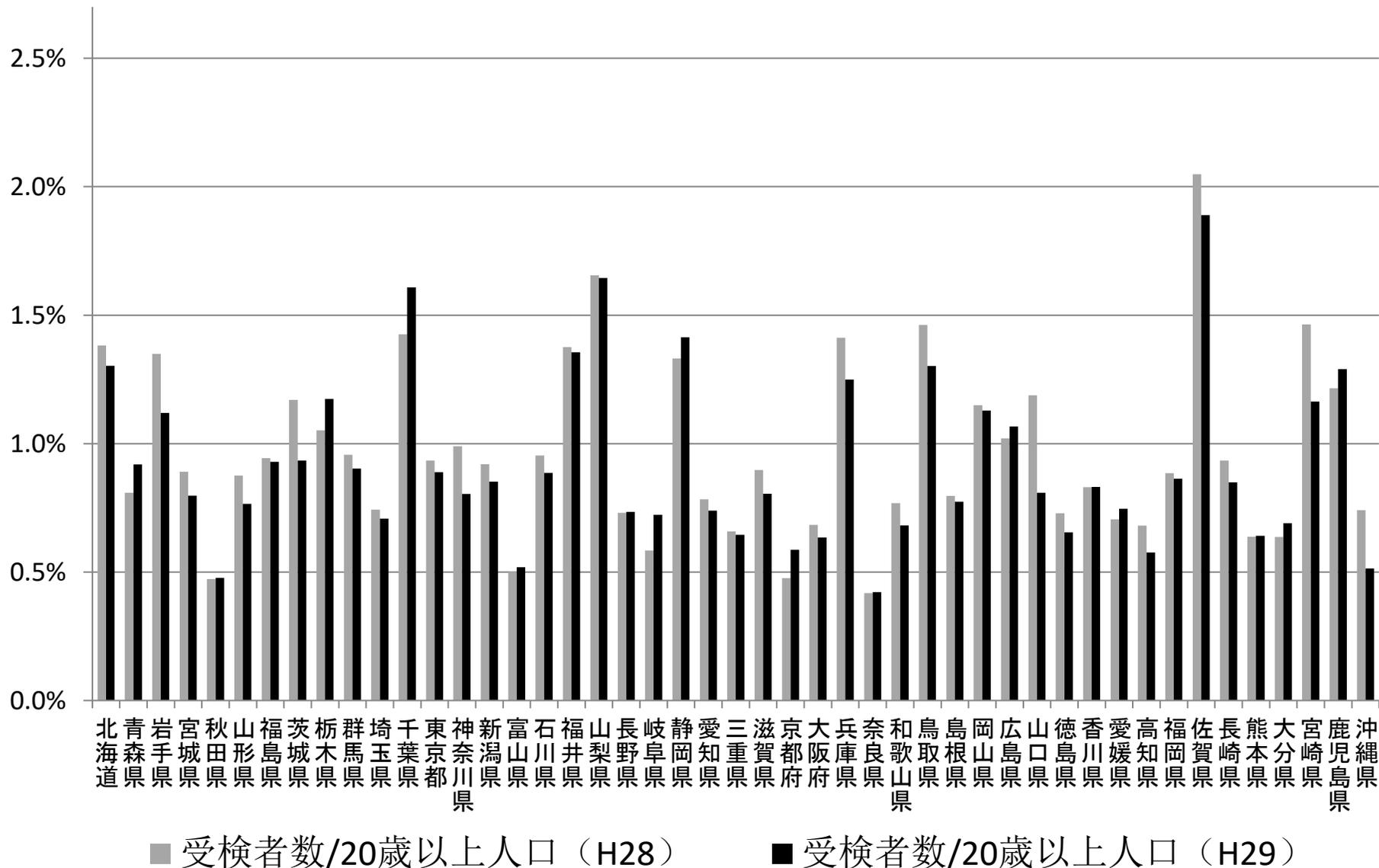
地方自治体の肝炎ウイルス検査の受検者数

実施主体	事業名	受検可能な場所	対象者	H29年度実績
都道府県 保健所設置市 特別区	特定感染症検査等事業	保健所 委託医療機関	全年齢	B型: 277,404人 C型: 266,307人
市町村	健康増進事業	委託医療機関	40歳以上	B型: 689,768人 C型: 689,786人

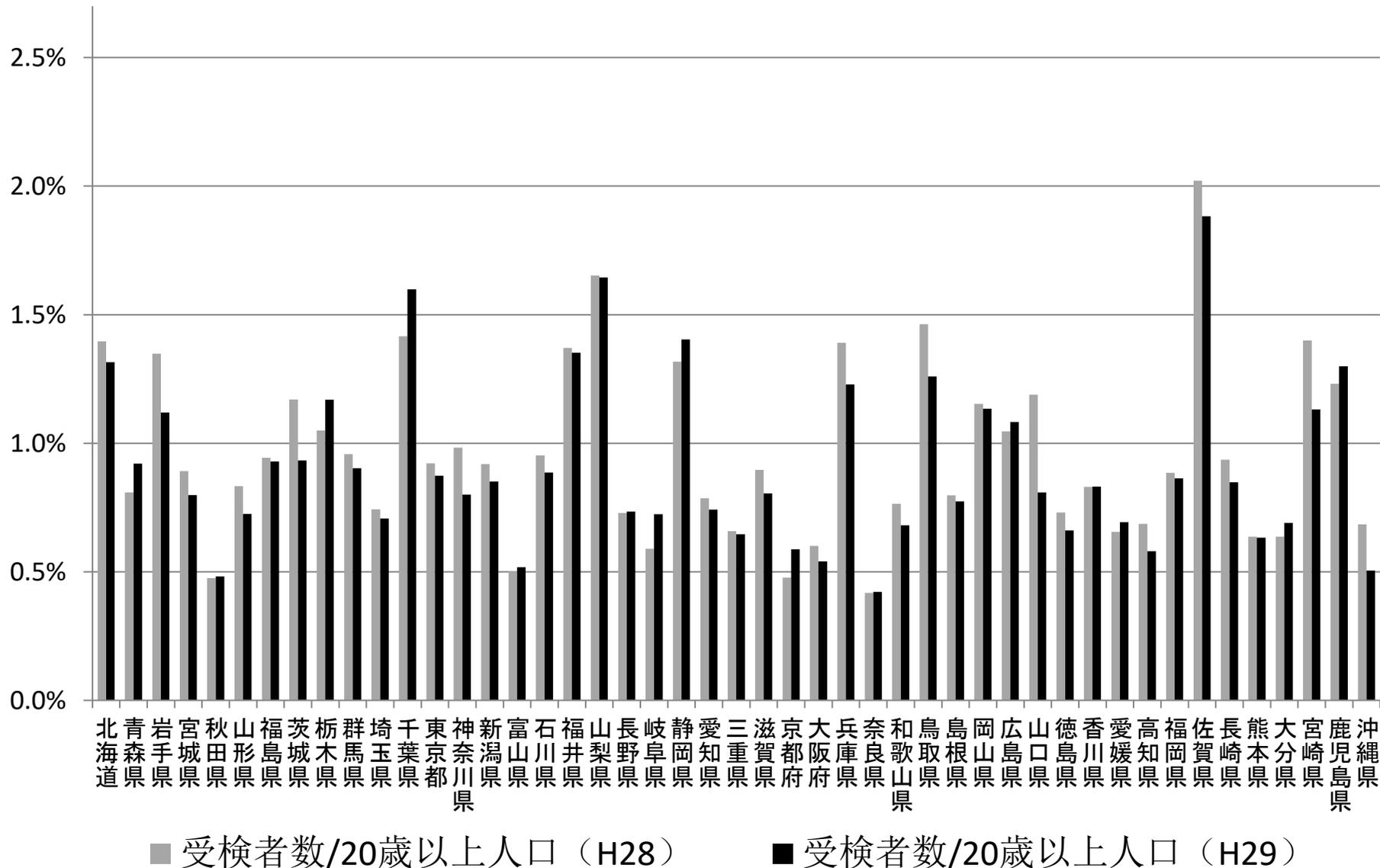


B型	1,165,637	1,201,633	1,206,910	1,013,403	967,172
C型	1,151,063	1,191,633	1,196,077	1,003,032	956,093

B型肝炎ウイルス検査の受検者数の対20歳以上人口比 (特定感染症検査等事業 + 健康増進事業)



C型肝炎ウイルス検査の受検者数の対20歳以上人口比 (特定感染症検査等事業 + 健康増進事業)



肝炎ウイルス検査結果の適切な説明の実施促進

●「手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果の説明について（通知）平成26年4月23日健疾発0423第1号」

肝炎ウイルス検査体制の整備、受検勧奨および普及啓発を効果的に推進するため、肝炎ウイルス検査の検査目的や検査結果に関わらず、受検者自身が検査結果を正しく認識できるよう医療提供者が適切な説明を行うことについて改めて御理解いただき、貴団体の会員への周知方お願いいたします。

●「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（平成28年6月30日改正）

第3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

（2）今後取組が必要な事項について

カ 国及び地方公共団体は、肝炎情報センター及び拠点病院の協力を得ながら、医療機関に対し、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、例えば電子カルテによるシステムを利用する等により、受検者に適切に説明を行うよう依頼する。

医療機関は、肝炎ウイルス検査の結果について確実に説明を行い、受診につなげるよう取り組む。

※患者団体の意見を踏まえ規定。

●「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について(通知) 平成30年3月5日保医発0305第1号」

B001-4 手術前医学管理料 1,192点

（1）手術前医学管理料は硬膜外麻酔、脊椎麻酔又は全身麻酔下で行われる手術の前に行われる定型的な検査・画像診断について、請求の簡素化等の観点から包括して評価したものであり、区分番号「L002」硬膜外麻酔、区分番号「L004」脊椎麻酔若しくは区分番号「L008」マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔下に手術が行われた場合に、月1回に限り、疾病名を問わず全て本管理料を算定する。

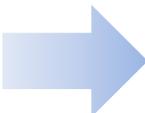
※本管理料に肝炎ウイルス検査は包括されている

（2）～（7） 略

（8）本管理料に包括されている肝炎ウイルス関連検査を行った場合には、当該検査の結果が陰性であった場合も含め、当該検査の結果について患者に適切な説明を行い、文書により提供すること。

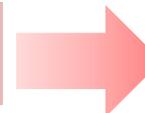
平成30年度の診療報酬改定で追記された部分

肝炎ウイルス
陽性



適切な肝炎治療
及び経過観察を促す

肝炎ウイルス
陰性



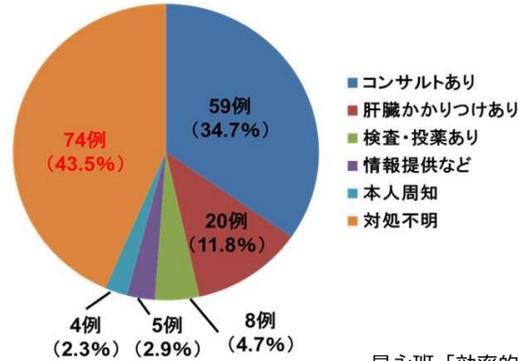
不要な肝炎ウイルス検査の
重複受検を抑制する

※肝炎ウイルスは、感染してもほとんど自覚症状がないが、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変、肝がんといった重篤な疾患に進行するおそれがある。

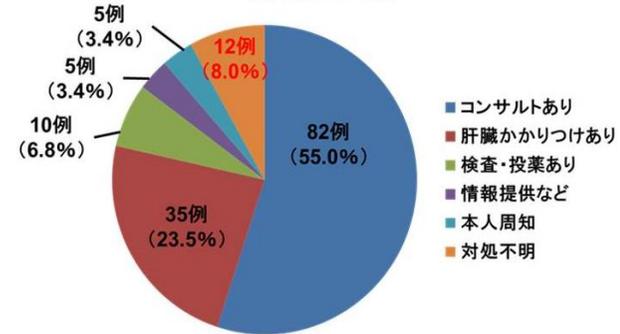
電子カルテのアラートシステムによる受診勧奨

電子カルテのアラートシステムの導入により、HCV抗体陽性症例について、消化器内科以外での対処不明例が12例（8.0%）に減少している。

消化器内科以外でオーダーされたHCV抗体陽性症例
導入前：170例



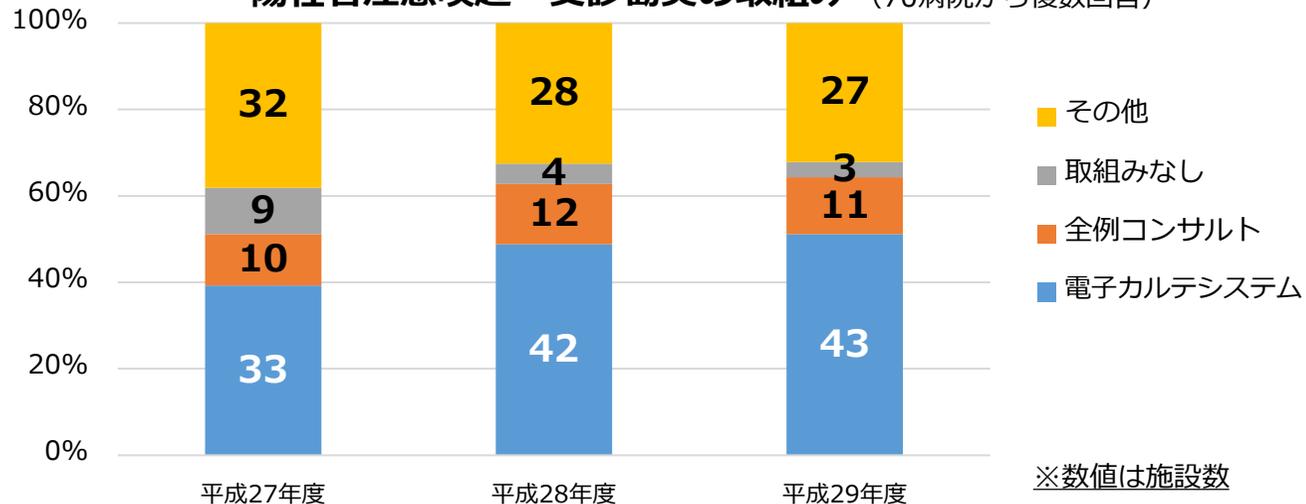
消化器内科以外でオーダーされたHCV抗体陽性症例
導入後：149例



是永班「効率的な肝炎ウイルス検査陽性者フォローアップシステムの構築のための研究」（富山県立中央病院 酒井分担員報告）より

院内の肝炎ウイルス検査で陽性となった方が、確実に肝臓専門医への受診につながるように、電子カルテのアラートシステムの導入等による受診勧奨をお願いしたい。

陽性者注意喚起・受診勧奨の取組み（70病院から複数回答）



5 重症化予防の推進

肝炎患者等の重症化予防推進事業について

令和元年度予算額 21億円 → 令和2年度予算額 21億円

事業概要

肝炎ウイルス検査を実施することにより陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げる。また、初回精密検査や定期検査費用の助成を行うことにより、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図る。

補助先：都道府県、保健所設置市、特別区（初回精密検査、定期検査費用助成は都道府県のみ）
補助率：1/2

【初回精密検査費用の助成対象の拡大】

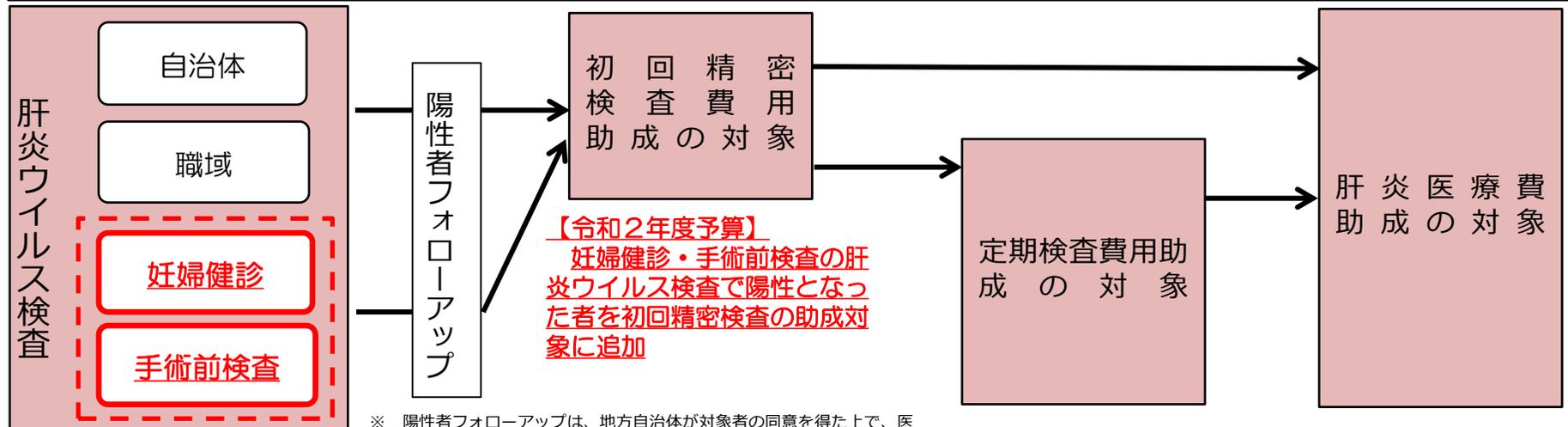
＜現行制度＞

初回精密検査費用の助成は、①自治体検査で陽性となった者、②職域での検査で陽性となった者が対象。

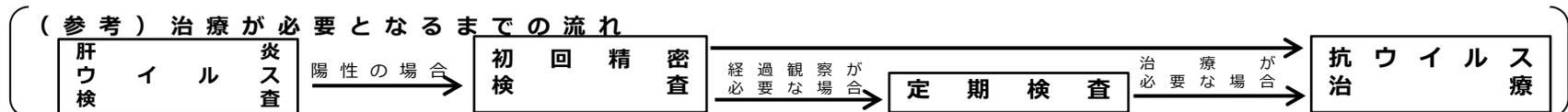


＜助成対象の拡大＞

妊婦健診・手術前検査の肝炎ウイルス検査で陽性となった者を初回精密検査の助成対象とすることで、これまでカバーしきれていない層にアプローチするとともに、陽性者フォローアップを行い重症化予防を推進。



※ 陽性者フォローアップは、地方自治体が対象者の同意を得た上で、医療機関の受診状況等を確認し、必要に応じて受診勧奨を実施



初回精密検査費用の助成 (令和2年4月改正)

事業概要

肝炎ウイルス陽性者を早期に初回精密検査に結びつけ、慢性肝炎や肝硬変、肝がんへの重症化予防を図るため、初回精密検査費用の助成を行う。

事業内容

助成回数	1回
対象者	<p>以下の要件に該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険者 以下のいずれかで陽性と判定された者 <ul style="list-style-type: none"> ①ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業における肝炎ウイルス検査若しくは健康増進事業の肝炎ウイルス検診 ②職域における肝炎ウイルス検査 ③母子保健法に基づき市町村が実施する妊婦健康診査における肝炎ウイルス検査（以下「妊婦健診の肝炎ウイルス検査」） ④手術前1年以内に行われた肝炎ウイルス検査（以下「手術前の肝炎ウイルス検査」） <p>・陽性者のフォローアップに同意した者</p>
自己負担額	自己負担なし
請求に必要な書類	<p>①ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業における肝炎ウイルス検査若しくは健康増進事業の肝炎ウイルス検診を受けた者 請求書、医療機関の領収書、診療明細書、肝炎ウイルス検査結果通知書 ※平成30年度より肝炎ウイルス検査の前又は後でフォローアップの同意取得が可能</p> <p>②職域健診における肝炎ウイルス検査を受けた者 請求書、医療機関の領収書、診療明細書、肝炎ウイルス検査結果通知書、職域の肝炎ウイルス検査を受けたことについての証明書、必要な場合にフォローアップの同意書</p> <p>③妊婦健診における肝炎ウイルス検査を受けた者 請求書、医療機関の領収書、診療明細書、母子健康手帳の検査日及び検査結果が確認できるページの写し（※）、必要な場合にフォローアップの同意書 ※母子健康手帳により検査日等が確認できない場合は、医療機関が発行する検査結果通知書により確認</p> <p>④手術前の肝炎ウイルス検査を受けた者 請求書、医療機関の領収書、診療明細書、肝炎ウイルス検査結果通知書、肝炎ウイルス検査後に受けた手術に係る手術料の算定されたことが確認できる診療明細書、必要な場合にフォローアップの同意書</p>

※囲み部分を追加

重症化予防推進事業

① 初回精密検査の費用助成 (実施主体：都道府県)

- 対象者：以下の要件に該当する者
 - ・医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険者
 - ・以下のいずれかで陽性と判定された者
 - ① ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業における肝炎ウイルス検査若しくは健康増進事業の肝炎ウイルス検診
 - ② 職域における肝炎ウイルス検査
 - ③ 母子保健法に基づき市町村が実施する妊婦健康診査における肝炎ウイルス検査
 - ④ 手術前1年以内に行われた肝炎ウイルス検査
- 陽性者のフォローアップに同意した者
- 助成対象費用：
 - ・初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として都道府県が認めた費用。

令和2年4月追加

検査項目：下記に示されている項目のみ

- a 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像）
- b 出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間）
- c 血液化学検査（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD
- d 腫瘍マーカー（AFP、AFP-L3%、PIVKA-II 半定量、PIVKA-II 定量）
- e 肝炎ウイルス関連検査（HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定等）
- f 微生物核酸同定・定量検査（HBV核酸定量、HCV核酸定量）
- g 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

- 助成回数：1回
- 検査費用の請求について必要な書類（対象者が準備）
 - ・請求書、医療機関の領収書、診療明細書、肝炎ウイルス検査の結果通知書 ⇒ 都道府県知事に請求

重症化予防推進事業

② 定期検査の費用助成 (実施主体：都道府県)

● 対象者： 以下の全ての要件に該当する者

- ・医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- ・肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む）
※無症候性キャリアは対象外
- ・住民税非課税世帯に属する者又は市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属するもの
- ・フォローアップに同意した者
- ・肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者（※重複受給でないこと）

● 助成対象費用

- ・初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として都道府県が認めた費用。
検査項目；初回精密検査の項目と同様
- ・肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができる。また、いずれの場合も、造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象。

● 助成回数： 1年度2回（初回精密検査を含む）

● 検査費用の請求について必要な書類

- ・請求書、医療機関の領収書、診療明細書、世帯全員の住民票の写し、世帯全員の住民税非課税証明書、**診断書** ⇒ 都道府県知事に請求



平成30年4月から医師の診断書については一定の条件の下、省略ができることとした

定期検査費用助成の拡充

概要

慢性肝炎、肝硬変、肝がん患者に対し、定期的な介入を通じて早期治療に結びつけ、また治療後も定期的な経過観察を行うことにより重症化予防を図るため、定期検査費用の助成を行う（平成26年度より助成開始）。

助成内容の変遷		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
助成回数		年1回	年2回	年2回	年2回
対象となる所得階層及び自己負担限度月額	住民税非課税世帯	無料	無料	無料	無料
	世帯の市町村民税課税年額235,000円未満	-	-	慢性肝炎：3千円/回 肝硬変・肝がん：6千円/回	慢性肝炎：2千円/回 肝硬変・肝がん：3千円/回

医師の診断書

・定期検査費用の初回申請時及び病態進展時に必要



- ・平成30年度から医師の診断書に代わる資料により医師の診断書の提出が省略可能（病態進展時を除く）
 - ・1年以内に肝炎治療特別推進事業で医師の診断書を提出
 - ・医師の診断書以外のもので、都道府県が定める方法で病態が確認できる場合

B型肝炎非活動性キャリア及びC型肝炎SVR後の方へも定期的な検査が必要であることをお伝え頂きますようお願いいたします。

B型肝炎

低増殖期 low replicative phase (inactive phase)

- HBe抗原セロコンバージョンが起こると多くの場合肝炎は鎮静化し、HBV DNA量は 3.3 log IU/ml (2,000 IU/ml) 以下の低値となる（非活動性キャリア）。
- しかし、10～20%の症例では、HBe抗原セロコンバージョン後、HBe抗原陰性の状態でHBVが再増殖し、肝炎が再燃する（HBe抗原陰性肝炎）。
- また、4～20%の症例では、HBe抗体消失ならびにHBe抗原の再出現（リバースセロコンバージョン）を認める。

B型肝炎治療ガイドライン（第3.1版）日本肝臓学会

C型肝炎

SVRが得られた後のフォローアップの必要性

- IFNベースの治療によってHCVが排除されると肝発癌リスクは低下する。
- IFNフリーDAA治療によってHCVが排除された場合、IFN治療と同程度の新規肝発癌抑制効果が得られる。
- SVR後も肝発癌リスクは完全には消失せず、IFNベースの治療ではSVR後の5年・10年の発癌率は、それぞれ2.3-8.8%、3.1-11.1%と報告されている。

C型肝炎治療ガイドライン（第7版）日本肝臓学会

陽性者が肝炎専門医療機関受診後、継続受診している割合

HBV：5/14例

HCV：2/7例

通院しない理由

HBV（5名）：

医師に通院の必要がないと言われた 2名

自覚症状がない 2名

その他 1名

HCV（3名）：すでに治療でウイルスが消えている 2名

その他 1名

※無症候性キャリア、未治療の非活動性キャリアの方は定期検査費用の助成の対象とはなりませんのでご注意ください。

6 肝疾患診療体制の整備

肝疾患診療連携拠点病院、専門医療機関の選定状況

1. 肝疾患診療連携拠点病院の選定状況：全国71か所（令和元年度）

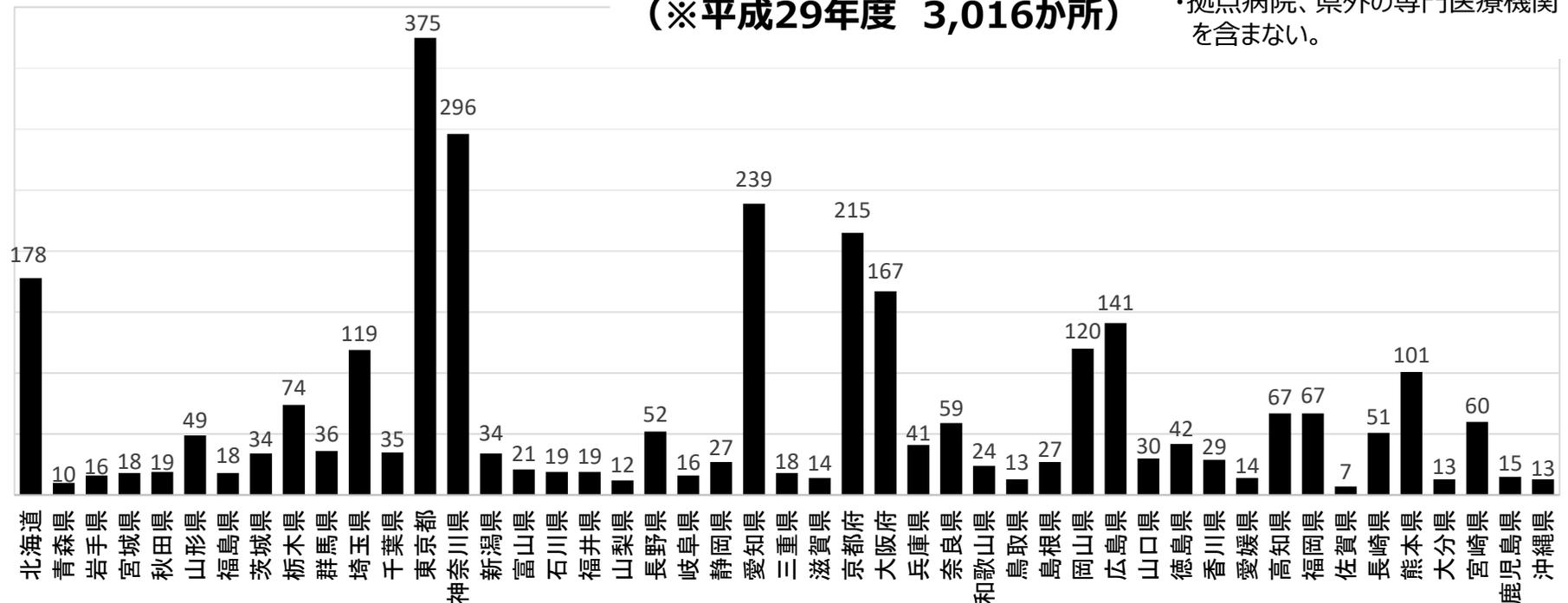
- 71か所すべての拠点病院で、肝疾患相談・支援センターを設置
- 複数の拠点病院がある都道府県は、以下のとおり。（括弧内は箇所数）

北海道（3）	秋田県（2）	茨城県（2）	栃木県（2）	東京都（2）
神奈川県（5）	富山県（2）	静岡県（2）	愛知県（4）	滋賀県（2）
京都府（2）	大阪府（5）	和歌山県（2）	広島県（2）	香川県（2）

2. 専門医療機関の選定状況：全国3,064か所（平成30年度）

（※平成29年度 3,016か所）

・拠点病院、県外の専門医療機関を含まない。



拠点病院等連絡協議会の開催状況（平成30年度）

○平成30年度は、未開催が2都道府県に減少。未開催の都道府県については、開催するように拠点病院等の担当者会議で働きかけを実施している。

拠点病院等連絡協議会が開催された都道府県		44 (43)
開催回数（県内の合計）	1回	25 (24)
	2回	18 (17)
	3回以上	1 (2)
肝炎対策協議会と兼ねて開催		1 (2)

複数の拠点病院がある場合の開催状況（※複数の拠点病院がある都道府県は15）

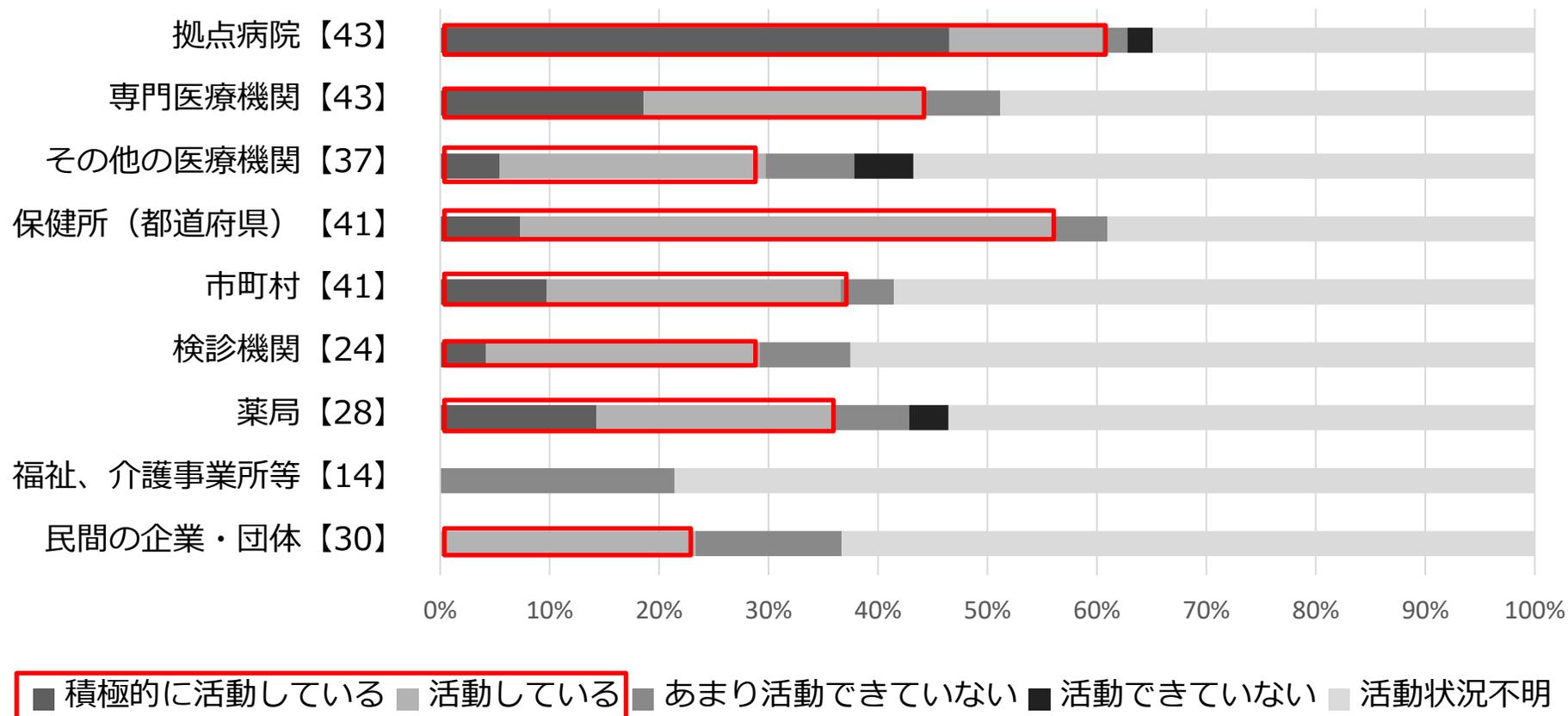
拠点病院ごとに連携をとり開催	12 (11)
各拠点病院単独で開催	2 (2)

※括弧内はH29年度

肝炎医療コーディネーターの活動場所と活動度合（平成30年度）

○コーディネーターの活動度合が、拠点病院や保健所で高いと評価している都道府県が多い。

- 【 】内は、当該場所に肝炎医療コーディネーターを配置している都道府県の数（n=46〔平成29年度n=39〕）
- 活動度合は、各都道府県による評価

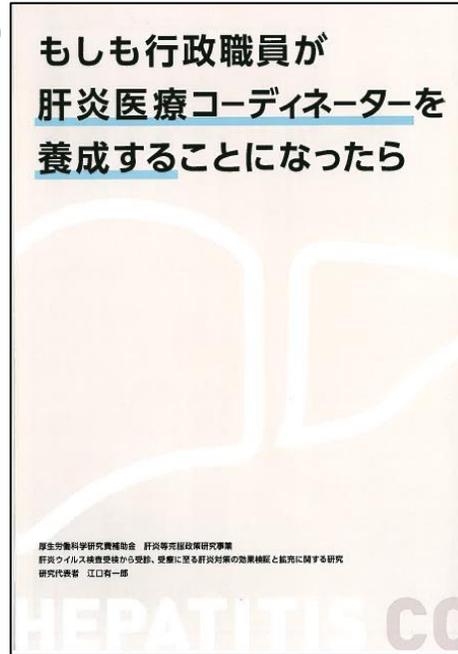


肝炎医療コーディネーターの活動・養成に関する支援資材

①



②



③



- ① 全国の様々な地域やフィールドで活動する肝炎医療コーディネーターの方々の活動支援資材
- ② 行政職員が肝炎医療コーディネーターの養成をどのように進めたらよいか、日常業務に密接に関係する具体例を盛り込みながら説明するガイドブック
- ③ 肝炎医療コーディネーターの役割や必要知識、活動指針や事例についてまとめた教本

2020年3月刊行

(①②) : 医療従事者向け肝炎医療コーディネーター班活動支援サイトHP : <https://kan-co.net>よりダウンロード可能

③ : 江口有一郎・小野俊樹・武内和久(2020). 肝炎医療コーディネーターこれだけは! 福博印刷株式会社)

・厚生労働科学研究補助金肝炎等克服政策研究事業「肝炎ウイルス検査受検から受診、受療に至る肝炎対策の効果検証と拡充に関する研究」(研究代表者: 江口有一郎先生)

7 普及啓発

A blue, irregularly shaped graphic containing white text. The text is arranged in two lines: the top line contains the Japanese characters '知って、肝炎?' and the bottom line contains the English text 'Hepatitis : Think Again'.

知って、肝炎?
Hepatitis : Think Again

肝炎総合対策推進国民運動事業の概要

知って、肝炎

Hepatitis: Think Again

概要

「肝炎対策の推進に関する基本指針」(平成23年5月16日制定、平成28年6月30日改正)に基づき(※)、肝炎に関する知識や肝炎ウイルス検査の必要性を分かりやすく伝え、国民が肝炎への正しい知識を持ち、早期発見・早期治療に向けた行動を促すため、**多種多様な媒体を活用しての効果的な情報発信や民間企業との連携を通じた肝炎対策を展開し、肝炎総合対策を国民運動として推進するもの。**

(※) 基本指針の「第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向 (5) 肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発」において、『肝炎ウイルスは感染しても自覚症状に乏しいことから、感染に気がつきにくく、また、感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくい。このため、国民一人一人が感染によるリスクを自覚した対応を図るよう、肝炎についての正しい知識を持つための更なる普及啓発に取り組む必要がある。』とされている。

事業の内容

1. 広報戦略の策定
2. 情報発信(メディアの活用、WEBコンテンツの制作・運用)
3. イベントの実施(日本肝炎デー関連イベント、地方自治体の支援)
4. スペシャルサポーターの任命、活動
5. パートナー企業・団体との活動
6. 広報技術支援(行政の広報施策のサポート)
7. 国民運動の効果検証
8. 運営事務局の設置

⇒ 肝炎の『**早期発見**』『**早期治療**』を重点的に訴求(全ての国民が一生に一度は受検する必要がある「**肝炎ウイルス検査**」の積極推進)

政策課題解決型の戦略的広報の展開

[令和元年度の主な活動]

(1) 全体イベントの実施

- ・実行委員会開催(第1回5/21 第2回11/12 第3回3/16)
- ・8/1「知って、肝炎プロジェクト ミーティング2019」開催

(2) 自治体・関係団体向けの啓発活動

- ・青森県における肝炎集中広報の実施
 - ・都道府県知事、市町村長、関係団体の長への表敬訪問の実施
- [令和2年1月14日現在、38都道府県、26市町村、4団体を訪問]

(平成26年8月からの累計)

(3) メディア等による啓発

- ・WEB、スポーツ紙等による啓発展開
- ・ポスター等の作成
- ・危険予告動画を厚労省公式YouTube等に掲載中

(4) その他

- ・「知って、肝炎プロジェクト」名義等の活用
- ・パートナー企業との取組み強化(資材の提供、会議開催等)
- ・肝炎医療コーディネーターの支援(知って肝炎プロモーター)

知って、肝炎プロジェクト 大使・スペシャルサポーター

「知って、肝炎プロジェクト」においては、杉特別参与や大使・スペシャルサポーターのご協力を得て、日本肝炎デーに合わせた全体イベントや、首長訪問による啓発活動等を実施。



特別参与 杉 良太郎
特別大使 伍代 夏子
広報大使 徳光 和夫
肝炎対策大使 小室 哲哉
スペシャルサポーター

石川ひとみ 清水 宏保 平松 政次
 石田 純一 瀬川 瑛子 堀内 孝雄
 岩本 輝雄 SOLIDEMO 的場 浩司
 w-inds. 高橋 みなみ 山川 豊
 上原 多香子 田辺 靖雄 山本 譲二
 AKB48グループ 豊田 陽平
 EXILE 夏川 りみ ※五十音順（敬称略）
 小橋 建太 仁志 敏久 R1年7月時点
 コロケ 乃木坂46
 島谷 ひとみ

■ 全体イベントの開催



■ 首長訪問による啓発活動



「肝疾患診療連携拠点病院×知って、肝炎プロジェクト」

知って、肝炎?

平成30年度より「知って、肝炎プロジェクト」と肝炎情報センターとの合同企画として、普及啓発イベントを開催。

＜令和元年度の取組＞

- ・中国四国ブロック（2019年7月27日）
世話人：山口大学医学部附属病院 坂井田功先生
日高勲先生

＜プログラム＞

新山口駅前での街頭キャンペーン

ご参加：岩本輝雄さん

中国四国ブロック拠点病院の皆様

- ・知って、肝炎プロジェクト×TOKYO FM
公開録音イベント（2019年11月2日 開催）

＜プログラム＞

①肝炎講座

ご出演：東海大学医学部消化器内科 教授 加川建弘 先生

②AKB48グループ 柏木由紀さんとトークショー＆肝炎クイズ

ご出演：群馬大学医学部附属病院 柿崎暁 先生

東京医科大学茨城医療センター 池上 正 先生

武蔵野赤十字病院 板倉 潤 先生



当日の様子はTOKYO FMで放送された。

知って、肝炎プロモーターについて

知って、肝炎

全国で養成されている肝炎医療コーディネーターの中から「知って、肝炎プロジェクト」の活動への賛同者を募集し、従来の肝炎医療コーディネーターとしての活動に加え、「知って、肝炎プロジェクト」の情報発信者となり、また、肝炎医療コーディネーターの更なるPRを推進するもの。



※「肝炎医療コーディネーター」とは

身近な地域、職域、病院等に配置され、所属する領域にて必要とされる**肝炎に関する基礎的な知識や情報の提供、肝炎への理解と浸透**、相談に対する助言や相談窓口の案内、受検や受診勧奨、制度の説明など患者等をサポートし、肝炎医療を適切に促進するよう調整する役割を担う。

○「知って、肝炎プロモーター」になるための条件について

各都道府県で認定されている肝炎医療コーディネーターの方であれば、お申し込みいただける。なお、お申し込みの際に肝炎医療コーディネーターであることについての書類（例：認定証の写し）が必要。また、年1回の活動報告を行っていただく。

○「知って、肝炎」HP (<http://www.kanen.org/>) にて、**申し込み受付中**。



知って、肝炎プロモーターについて

<知って、肝炎プロモーターとは>

全国で養成されている肝炎医療コーディネーターの中から「知って、肝炎プロジェクト」の活動への賛同者を募集し、従来の肝炎医療コーディネーターとしての活動に加え、「知って、肝炎プロジェクト」の情報発信者となり、また、肝炎医療コーディネーターの更なるPRを推進するもの。

<知って、肝炎プロモーター×知って、肝炎プロジェクト活動報告>

①「知って、肝炎プロジェクトミーティング2019」にて活動発表及びアイデアソンへ参加

令和元年8月1日に開催された厚生労働省主催の肝炎デーイベントにて、4名の知って、肝炎プロモーターから、肝炎啓発にて取り組んでいること等について発表して頂いた。また、令和元年度に本プロジェクトで作成する啓発資材のアイデアを出し合い決定する「アイデアソン」にも参加頂き、プロモーターである徳島大学肝疾患相談室の立木さんから発表された「エコバッグ」を作成することが決定した。



②肝炎啓発特別授業in小樽商業高校

知って、肝炎プロモーターからの連絡により、肝炎についての特別授業とスペシャルサポーターの派遣を、令和元年10月23日に実施した。

北海道大学 小川浩司先生による、肝炎の知識に関する特別授業を行った後、参加する高校生の前にサプライズでスペシャルサポーターが登場し、授業の内容を振り返るクイズ等を行い、高校生に向けて啓発活動を実施した。



肝炎医療ナビゲーションシステム



肝炎ウイルス検査ができる病院などをウェブで検索できるシステム

肝炎ウイルス検査ができる全国の拠点病院、専門医療機関、保健所、委託医療機関、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の指定医療機関などの検索が可能

「肝炎」のことならここから検索
肝炎医療ナビゲーションシステム

HOME | ご利用方法 | お問い合わせ

現在の地域 全国

肝炎検査 指定医療機関

地図から探す アイコンの説明

肝炎は早期発見が大切です!
右のボタンをクリックすると
地図から肝炎検査を受けられる
病院を検索できます。

全国地図から探す
ボタンを押すと全国の地図が開きます

<https://kan-navi.ncgm.go.jp/index-b.html>

- ✓ 「地図から探す」をクリックすると、検索したい地域の地図が表示され、肝炎検査のできる病院を簡単に探すことが可能
- ✓ GPS機能で現在地を特定し、最寄りの施設がどこなのか分かる
- ✓ データ通信の安全性を確保するためにSSLとよばれる暗号化通信を採用



肝炎に関する情報発信(教育、啓発)の取組

医療関係職種の養成所・養成施設におけるB型肝炎教育の推進

感染拡大防止と偏見差別防止のためのB型肝炎被害の歴史的事実を踏まえた教育の実施と、患者講義を授業に取り入れるといった教育の工夫について、看護師等の医療関係職種の養成所・養成施設に対して周知するよう、平成29年10月30日に厚生労働省医政局及び健康局担当課から都道府県宛に事務連絡を発出した。

日本肝臓学会及び学会会員との連携した周知、啓発

日本肝臓学会及び学会会員との連携を強化し、肝炎対策等の周知への協力依頼の事務連絡を平成30年2月7日に発出した。

青少年のための教育プログラム

平成24～25年度に実施された厚生労働科学研究「肝炎ウイルス検査体制の整備と普及啓発に関する研究」(慶應義塾大学加藤真吾先生)の成果を基にして、「青少年のための「初めて学ぶ肝炎」」としてリニューアルして平成30年2月9日に肝炎情報センターのホームページに掲載し、広く国民に学んで頂けるように取組を行っている。

医療従事者養成課程向けB型肝炎教育資料の開発の研究

医療従事者養成課程向けのB型肝炎教育に関する教育資料の開発を目的とした厚生労働科学研究(大阪市立大学榎本大先生)において、平成29年度に正しい知識の教授及び偏見差別防止のための教育資料を開発している。令和2年2月26日に肝炎情報センターのホームページに教育資料を掲載し、医療従事者の知識の整理等に広く活用頂けるように取組を行っている。

肝炎ウイルス感染者の偏見や差別による被害防止の研究

平成29年度より、肝炎患者等も参加した厚生労働科学研究「肝炎ウイルス感染者の偏見や差別による被害防止への効果的な手法の確立に関する研究」(長崎医療センター八橋弘先生)を実施している。肝炎情報センターが主催する会議等の場で研究成果を発表した。

B型肝炎の教育資材

新着情報	研修会・連絡協議会	拠点病院の取り組み	一覧
2020年3月6日	厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療の取扱いについて」を掲載しました。		
2020年2月26日	B型肝炎の教育資材を掲載いたしました。		
2020年2月25日	令和元年度 肝疾患診療連携拠点病院 肝疾患相談支援センター関係者向け研修会（令和2年2月28日、29日）は延期いたします。		
2020年2月14日	令和元年度 第2回連絡協議会及び医師・責任者向け研修会の資料を掲載しました。		
2020年1月31日	国内で実施される臨床研究（試験）の情報を検索できるサイト「臨床研究情報ポータルサイト」をリンク集に掲載しました。肝炎に関する臨床研究（試験）情報も検索できます。（外部サイトにリンクします）		
2020年1月24日	令和元年度 第2回 連絡協議会及び医師・責任者向け研修会を開催しました。		
2019年12月17日	厚生労働省事務連絡「肝がん・重症肝硬変治療研究促進事業実施要綱及び実務上取扱いの改正について（運用の弾力化に伴うもの）」を掲載しました。		
2019年12月13日	「肝疾患診療連携拠点病院の現状と課題—肝炎情報センターによる拠点病院活動調査結果から」をプレスリリースいたしました。（外部サイトにリンクします）		
2019年11月13日	肝疾患診療連携拠点病院の現状調査報告結果が更新されました。平成21年度～平成30年度分が掲載されています。		
2019年10月29日	厚生労働省事務連絡「令和元年台第19号に伴う大雨による災害による被災者に		

肝炎情報センター facebook

知って 肝炎

肝ナビ
肝炎医療ナビゲーションシステム

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

肝疾患診療連携拠点病院の
現状調査結果
(平成21年度～30年度)

B型肝炎の
教育資材

肝炎体操

情報発信サポートツール
イラストダウンロード

肝疾患に関する
資料



医療従事者養成課程の方を対象とした、最低限知っておきたい知識（診断・治療・感染予防・差別/偏見）について整理することを目的とした教育資材

B型肝炎の教育資材

これだけは知っておきたい B型肝炎ガイド

B型肝炎ウイルス感染者は世界で約2億4000万人、日本で約110万～140万人と推定され、世界最大級の感染症とも言われています。その病態は複雑で診断・治療は専門医が担当することが多いですが、一般医療従事者もB型肝炎の患者さんをケアする機会に少なくないと思われます。

本書「これだけは知っておきたいB型肝炎ガイド」は医療従事者の養成課程の方々を対象に、最低限知っておいていただきたい知識の整理に役立てていただくことを意図して作られました。診断・治療のみならず、感染予防や差別・偏見の防止の教育も目的としています。

このガイドが皆様の知識の整理と、患者さんのより良いケアにつながることを願っています。

○ 医学生向け（医学生/医師/歯学生/歯科医師）

1. 疫学
2. 自然経過
3. 診断
4. 再活性化
5. 感染予防
6. 治療

● 医学生/医師・歯学生/歯科医師向け（PDF：9.3MB）



○ 看護師向け（看護学生/看護師/歯科衛生士）

1. 疫学
2. 自然経過
3. 診断
4. 再活性化
5. 感染予防
6. 治療

● 看護学生・看護師・歯科衛生士向け（PDF：9.3MB）



○ 検査技師向け（臨床検査技師を志す学生/臨床検査技師）

1. 疫学
2. 自然経過
3. 診断
4. 再活性化
5. 感染予防
6. 治療

● 臨床検査技師を志す学生・臨床検査技師向け（PDF：9.4MB）



青少年のための「初めて学ぶ肝炎」

国の肝炎総合対策 肝炎情報センターとは ユーザー別で探す カテゴリ別で探す 資料庫

肝炎情報センターのミッション(使命) **連携** — 肝炎患診療連携拠点病院とともに **情報** — 肝炎患診療のソフトウェア・リソース **研修** — 明日の肝炎患診療・相談業務に活かす

拠点病院と相談・支援センターを探す

ユーザー別で探す

一般・患者の方へ	
保育関係者の方へ	高齢者施設の方へ
働く方へ	産業保健関係者の方へ
医療関係者の方へ	肝炎患診療連携拠点病院関係者の方へ

カテゴリ別で探す

センターの取り組み	全国の拠点病院の紹介と取り組み
都道府県・市町村の取り組み	病気について
医療・福祉の制度やサービス	日常生活の場での注意点
B型肝炎の母子感染について	関連重要通知・診療ガイドライン等

新着情報

日付	内容
2020年5月11日	令和2年度第1回都道府県肝炎患診療連携拠点病院連絡協議会および医師・責任者向け研修会 開催内容の変更のお知らせ (第1報)
2020年4月23日	厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公費負担医療等の取扱いについて」を掲載しました。
2020年4月20日	令和元年度肝炎患診療連携拠点病院 肝炎相談支援センター関係者向け研修会開催中止につきまして
2020年4月17日	厚生労働省周知依頼「新型コロナウイルス集団発生防止リーフレットのリリースについて」を掲載いたしました。
2020年4月13日	厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る情報通信機器を用いた診療等について」を掲載しました。
2020年3月31日	厚生労働省事務連絡「令和2年3月27日付肝炎対策推進空間関係改正通知について」を掲載しました。
2020年3月6日	厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療の取扱いについて」を掲載しました。
2020年2月26日	B型肝炎の教育資料を掲載いたしました。
2020年2月25日	令和元年度 肝炎患診療連携拠点病院 肝炎相談支援センター関係者向け研修会 (令和2年2月28日、29日) は延期いたします。
2020年2月14日	令和元年度 第2回連絡協議会及び医師・責任者向け研修会の資料を掲載しました。

肝炎情報センター facebook

肝ナビ 肝炎医療ナビゲーションシステム

厚生労働省

肝炎患診療連携拠点病院の現状調査結果 (平成21年度～30年度)

B型肝炎の教育資料

肝炎体操

情報発信サポートツール イラストダウンロード

肝炎患に関する音訳資料

青少年のための「初めて学ぶ肝炎」

(肝炎情報センターHP: www.kanen.ncgm.go.jp/)

青少年のための「初めて学ぶ肝炎」：スタートページ

はじめに

本プログラムは、主に中学生を中心とした青少年が肝炎に関する正しい知識を学ぶことにより、肝炎ウイルスの感染を予防し、その感染や患者の方々に対する偏見や差別をなくすことを目的としています。きちんと学ぶことにより、こうした病気に対する偏見や誤解に苦しんでいる人々を支えていく社会の一員になりましょう。

もちろん、青少年のみならず、多くのみなさんにも理解してもらえるように、本プログラムは構成されていますので、親子でいっしょに学ぶなど、肝炎に対する理解がより多くのみなさんに広がることを願っています。



プログラムの流れ

あなたは、肝炎ウイルスの感染に関して、どのくらい知っていますか。各問題に答えながら、学んでいきましょう。

スタート

・青少年のための肝炎ウイルスの感染予防教育プログラム：厚生労働科学研究費補助金 難病・がんなどの疾病分野の医療の実用化研究事業「肝炎ウイルス検査体制の整備と普及啓発に関する研究」(研究代表者：加藤真吾)

差別、偏見に対する取組状況

「肝炎ウイルス感染者に対する差別や偏見の実態を把握し、その被害の防止のためのガイドラインを作成するための研究」について（龍岡班 23年度～25年度）

○方法 肝炎患者、医療従事者、一般生活者等を対象としたアンケート調査、ヒアリング調査と解析。
（偏見や差別を受けたと感じた経験、肝炎の知識やイメージなど）

○結果の概要

- ・ 偏見や差別の原因についてみると、最も大きな要因として、**ウイルス性肝炎についての知識の不足**を挙げることができる。
- ・ いわれのない不当な偏見や差別の被害を防止するためには、**肝炎についての適切な方法による必要な知識の普及・啓発、教育のほか、偏見や差別についての一般的な教育が必要かつ有効**である。

各種リーフレット等を作成し、厚労省HPで公開

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/poster.html>

○知って、肝炎プロジェクト

○「「集団生活の場における肝炎ウイルス感染予防」のための手引・ガイドライン」の作成



（研究代表者：東京大学医学部附属病院感染症内科 四柳 宏先生）

8 治療と仕事の両立支援

就労支援に関する取組

① 肝炎患者の就労に関する総合支援モデル事業（平成26年度～）

肝疾患診療連携拠点病院等において、就労に関する専門家（社会保険労務士、産業カウンセラー、キャリア・コンサルタント等）を配置するなどして、肝炎患者の就労の継続等に関する支援に対応できる体制を整備し、その効果を検証（平成26年度より実施）

・支援対象者

肝炎患者・感染者であることは知っているが、通院や治療を行っていない者
肝炎患者で現に医療機関に通院し・治療を受けており、就労を維持しながら治療継続の支援を必要とする者

・支援内容（拠点病院での実施内容により異なる）

相談への対応（リーフレット等を用いての説明、支援対象者の利便性にかなった適切な医療機関を紹介等）

- ・支援対象者の了承を得た上で、勤務先の産業保健スタッフ・労務担当者・経営者等に対し、肝炎について啓発資料等を活用して肝炎に対する意識向上を図り、支援者の状況に応じた配慮の要請。
- ・その他、支援対象者の実情に応じ、必要な支援。

※適宜フォローアップを実施

・実施状況 拠点病院19カ所で実施（平成30年度）

主な内容

- ・ハローワーク、ソーシャルワーカーによる就労相談
- ・社会保険労務士・肝疾患コーディネーターによる相談会
- ・企業等に出向いての啓発活動、等

② 厚生労働科学研究費 肝炎等克服政策研究事業



③ 事業者等への周知

事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン

平成28年2月、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を公表し、平成31年3月に改訂した（「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に名称変更）。

- ガイドラインは、事業者が、がん、脳卒中などの疾病を抱える方々に対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と仕事が両立できるようにするため、事業場における取組などをまとめたものである。
- ガイドラインでは、休暇制度・勤務制度等の整備をはじめとした、両立支援を行うための環境整備、両立支援の進め方に加え、参考資料としてがん、脳卒中、肝疾患、難病、心疾患、糖尿病について特に留意すべき事項をとりまとめている。

肝疾患に関する留意事項（平成29年3月に追加）

肝疾患に罹患した労働者に対して治療と仕事の両立支援を行うにあたって、ガイドラインの内容に加えて、特に留意すべき事項をまとめたものである。

- ① 肝疾患に関する基礎情報として、肝疾患の発生状況、主な肝疾患の治療
- ② 両立支援にあたっての留意事項として、肝疾患の特徴を踏まえた対応、肝疾患に対する不正確な理解・知識に伴う問題への対応を掲載している。

事業場における治療と仕事の
両立支援のためのガイドライン

令和2年3月改訂版

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000490701.pdf>

企業・医療機関連携マニュアル

企業・医療機関連携マニュアルは、治療と仕事の両立支援のため、企業と医療機関が情報のやりとりを行う際の参考となるよう、ガイドライン掲載の様式例に沿って、その作成のポイントを示すものである。

具体的な事例を通じた記載例（事例編）

- ・平成30年3月
がんの事例（4例）を作成
- ・平成31年3月
肝疾患の事例（3例）、脳卒中の事例（4例）を追加
- ・令和2年3月
難病の事例（3例）を追加

肝疾患の具体的事例

- ・事例1
B型肝炎でインターフェロン治療の開始に伴い、一時的に業務内容の調整を行いながら、通院による治療と仕事の両立を目指す事例
- ・事例2
C型肝炎で治療終了後、経過観察中に肝がんが見つかり、シフトの調整等を行いながら、入院と通院による治療と仕事の両立を目指す事例
- ・事例3
肝硬変の治療中、合併症を発症したため、業務内容の変更などを行いながら、通院による治療と仕事の両立を目指す事例

企業・医療機関連携マニュアル

事業場における治療と仕事の
両立支援のためのガイドライン（参考資料）

令和2年3月改訂版

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000490886.pdf>

「両立支援コーディネーター」の養成

働き方改革実行計画目標： 2020年度までに2,000人養成

両立支援コーディネーター

担い手： 企業の人事労務担当者や産業保健スタッフ・医療機関の医療従事者・支援機関等

機能： 支援対象者に寄り添いながら継続的な相談支援等を行うこと

役割： それぞれの立場における支援の実施 及び 関係者との連携・調整

支援対象者の同意を前提として、治療に関する情報や業務に関する情報等を得て、支援対象者の治療や業務の状況に応じた必要な配慮等の情報を整理して本人に提供する 等

平成30年3月30日付け基安発0303第1号働き方改革実行計画を踏まえた両立支援コーディネーターの養成について

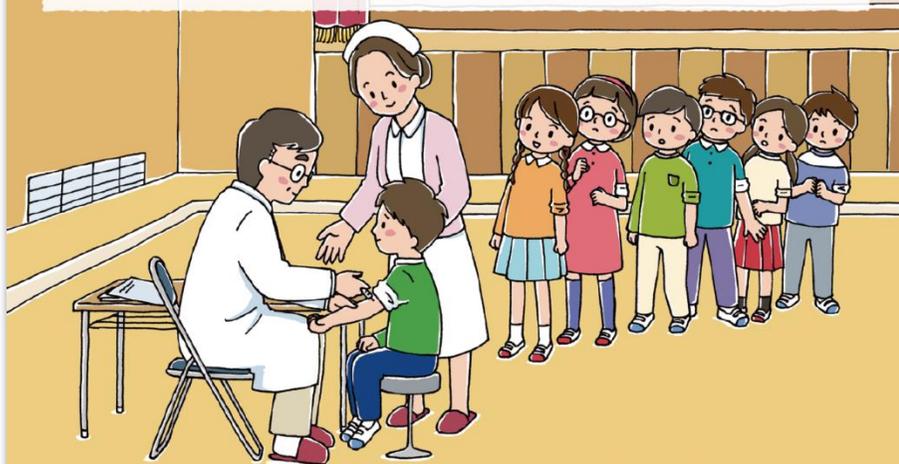


※関係者との調整を行うに当たっては、両立支援コーディネーターは、事業場に対して支援対象者の代理で交渉行為を行うものではない

9 B型肝炎特別措置法等 について

B型肝炎特別措置法 ポスター・リーフレットの配布

昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間、
満7歳になるまでに、
集団予防接種を受けたことがある方へ。



上記期間の集団予防接種等の注射器連続使用で
B型肝炎ウイルスに感染した方には、病態区分に応じ、
給付金等が支給される場合があります。

詳しくは

厚生労働省ホームページ

B型肝炎訴訟

検索

給付金の対象となる方や受け取るための手続に関する資料を掲載しています。



感染しているかどうかを調べるために
肝炎ウイルス検査を受けましょう。
採血だけなので短時間で終わります。

詳しくは、最寄りの保健所、お住まいの市区町村、
都道府県にお問い合わせください。

また、相談窓口も設置しておりますので、必要に応じてご連絡ください。



厚生労働省 電話相談窓口
[年末年始を除く平日9:00～17:00]

03-3595-2252

我が国では、出生時の母子感染の他、昭和60年代初頭までに集団予防接種などの際に行われていた注射器の連続使用が原因で、多くの方がB型肝炎ウイルスに感染したと見込まれています(最大で40万人以上が集団予防接種等により感染した可能性があります)。

以下の条件に当てはまる方は、一定の手続によって国からの給付金を受け取ることができます。

給付金対象者は以下の4つの条件を満たす方です

- ☑ B型肝炎ウイルスに持続感染している方
- ☑ 満7歳になるまでに集団予防接種を受けた方
- ☑ 昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間に、
集団予防接種を受けた方
- ☑ 集団予防接種以外の感染原因(母子感染・輸血等)がない方
- 給付金対象者から母子(父子)感染している方や、
給付金対象者の相続人も対象となります。

集団予防接種とB型肝炎ウイルス感染との因果関係が認められた方には、病態区分に応じ、以下の給付金等が支払われます。

主な給付金等の内容^{※1}

※1 下記の病態に応じ、訴訟手当金や定期検査費用等が支給されます。

死亡・肝がん・肝硬変(重度)	3,600万円	20年の除斥期間を経過した方については、 死亡・肝がん・肝硬変(重度)	900万円
肝硬変(軽度)	2,500万円	肝硬変(軽度)	600万円(300万円)
慢性肝炎	1,250万円	慢性肝炎	300万円(150万円)
無症候性キャリア ^{※2}	50万円	無症候性キャリア	50万円
		*現に罹患しておらず、治療を受けたことのない者に対する給付額	
		※2 20年の除斥期間を経過していない方については	600万円

給付金を受け取るための手続

給付金を受け取るためには、救済要件を満たしていることと、病態を証明するため、医療機関などから必要な証拠を収集していただき、国を相手とした国家賠償請求訴訟を提起していただく必要があります。裁判上の和解手続により、救済要件を満たしていることが証拠から確認できた方には、給付金をお支払いします。

詳しくは

厚生労働省ホームページ

B型肝炎訴訟

検索

※ これらの一連の手続の一部または全部を弁護士に依頼することができます。(手続を弁護士に依頼し、和解が成立した場合には、給付金額の4%相当分が訴訟手当金として別途給付されます。)弁護士については、「B型肝炎 弁護士」で検索できます。また、厚生労働省ホームページに各地の弁護団の連絡先へのリンクを掲載しています。

B型肝炎訴訟に関する資料、問い合わせ先

<訴訟(和解手続等)に関する照会先>

厚生労働省健康局がん・疾病対策課 B型肝炎訴訟対策室

電話相談窓口：03-3595-2252(直通)

受付時間：午前9時から午後5時まで

月～金曜日(祝日・年末年始を除く)

厚生労働省ホームページ【B型肝炎訴訟について】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/index.html

B型肝炎訴訟の手引き(第5版)

ご自身での提訴を考えている方へ(説明編・提出編)

内容：提訴時に必要な証拠書類の収集方法(説明編)

提出書類の様式集、訴状見本(提出編)

(医療機関向け)覚書診断書作成にあたってのお願い(提出編) など

B型肝炎訴訟の手引き
<第5版>
ご自身での提訴を考えている方へ(提出編)

～はじめに～
この手引きは、主にご自身での提訴を考えている方に向けて、B型肝炎訴訟の和解手続の流れや必要となる様式等についてまとめたものです。
【B型肝炎訴訟の手引き<第5版>—ご自身での提訴を考えている方へ(説明編)】に対応していますので、提訴をご検討されている方は、(説明編)と併せてご参照ください。
この手引きに掲載されている各様式を証拠資料として使用される際には、厚生労働省ホームページ【B型肝炎訴訟について】(http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/index.html)からダウンロードしてお使いください。この手引きの各ページをそのまま使用することは出来ませんので、ご注意ください。

平成 29 年 10 月

 厚生労働省健康局がん・疾病対策課 B型肝炎訴訟対策室

<和解後の給付金等の請求手続に関する照会先>

社会保険診療報酬支払基金 給付金等支給相談窓口

電話：0120-918-027(直通)

受付時間：午前9時から午後5時まで

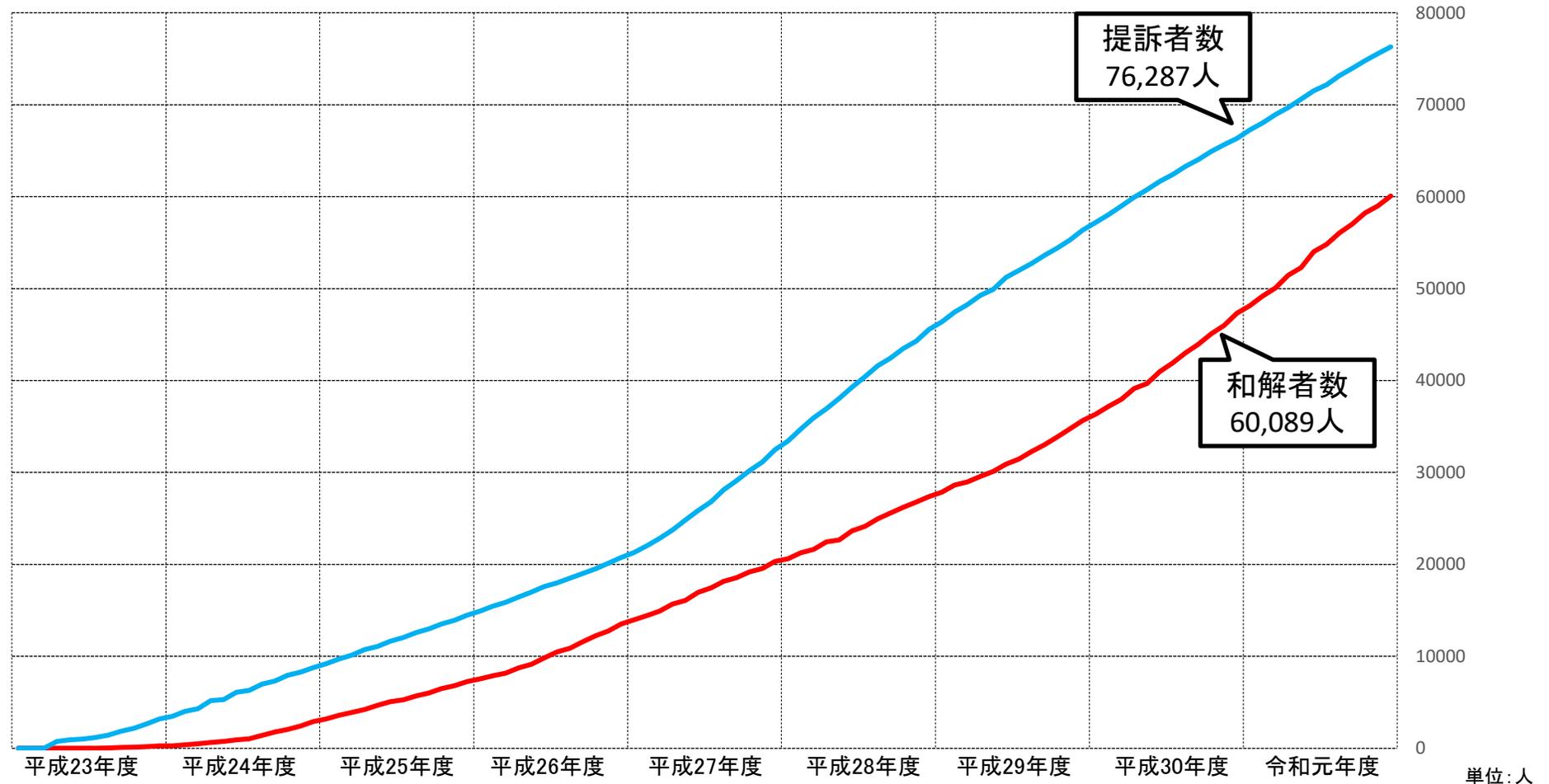
月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

社会保険診療報酬支払基金ホームページ

<http://www.ssk.or.jp/jigyonaiyo/kanen/index.html>

B型肝炎訴訟提訴者数及び和解者数の推移(累計)

(令和2年3月末時点)



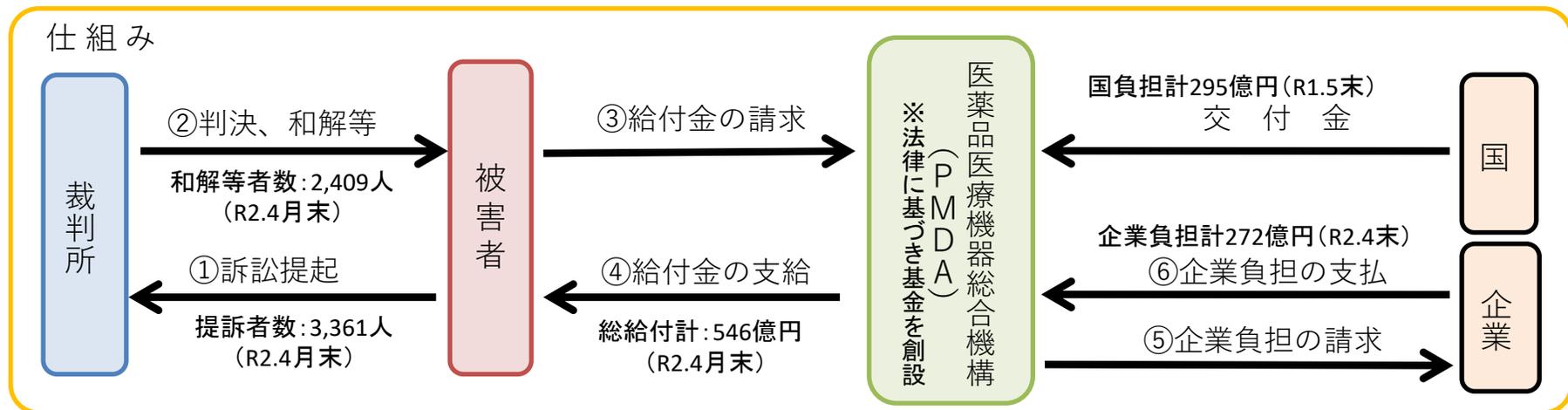
	H24年3月 (平成23年度末)	H25年3月 (平成24年度末)	H26年3月 (平成25年度末)	H27年3月 (平成26年度末)	H28年3月 (平成27年度末)	H29年3月 (平成28年度末)	H30年3月 (平成29年度末)	H31年3月 (平成30年度末)
提訴者数	3,201	8,781	14,496	20,744	32,482	45,562	58,068	66,342
和解者数	249	2,903	7,270	13,525	20,317	27,375	37,199	47,316

	H31年 4月	R01年 5月	R01年 6月	R01年 7月	R01年 8月	R01年 9月	R01年 10月	R01年 11月	R01年 12月	R02年 1月	R02年 2月	R02年 3月
提訴者数	67,258	68,028	68,940	69,685	70,596	71,504	72,163	73,165	73,959	74,802	75,546	76,287
和解者数	48,121	49,192	50,048	51,463	52,272	54,013	54,813	56,071	57,030	58,234	58,999	60,089

C型肝炎特別措置法に基づく給付金の請求について

- 感染被害者の製剤投与の時期を問わない早期・一律救済の要請にこたえるべく、議員立法により施行。
(平成20年1月16日)。
- 特定の血液製剤(特定フィブリノゲン製剤、特定血液凝固第IX因子製剤)の投与を受けたことによって、C型肝炎ウイルスに感染された方又は相続人に対し、症状に応じて給付金を支給。**給付金の支給後20年以内に症状が進行した場合**、差額を追加給付金として支給。
【給付内容】肝がん・肝硬変、死亡：4,000万円 慢性肝炎：2,000万円 無症候性キャリア：1,200万円
- 給付を受けようとする者は、給付対象者であることを裁判手続の中で確認の上、証明資料(判決、和解等)と併せて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)に請求を行う。
裁判所への「訴えの提起」等は、**2023年(令和5年)1月15日(法施行後15年)まで**(→日曜日のため1月16日まで)に行わなければならない。※

※平成29年法改正(H29.12.15施行)により、訴えの提起等の期限が延長(法施行後10年→15年)



「C型肝炎特別措置法に基づく給付金の制度」の周知について、ご協力をお願いします。

詳しくは、[厚生労働省 大量出血した方へ](#)

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150855.html>

感染症法に基づく医師及び獣医師の届出について

ウイルス性感染は感染症法に基づく届出が必要

A型肝炎、E型肝炎は4類感染症→**直ちに**届出をお願いします。

B型肝炎、C型肝炎、その他のウイルス性肝炎は5類感染症→**7日以内**に届出をお願いします。

急性肝炎が対象

届出の基準

- ・A型肝炎:PCR法による病原体の遺伝子の検出 または IgM抗体の検出
- ・B型肝炎: IgM HBc抗体の検出
 - 明らかなキャリアからの急性増悪例は含まない
- ・C型肝炎:抗体陰性で、HCV RNAまたはHCVコア抗体の検出
または ペア血清による抗体陽転又は抗体価の有意の上昇
 - 慢性肝疾患、無症候性キャリア及びこれらの急性増悪例は届出の対象ではない。
- ・E型肝炎:PCR法による病原体の遺伝子の検出
または IgM抗体もしくは IgA抗体の検出